

平成貝塚の考え方（法令解釈）

起承転結

循環基本法は廃棄物処理法の上位法である。



循環基本法は国民に対して循環型社会を形成するための自主的な取り組みを求めている。



循環基本法は地方公共団体に対しても自主的な取り組みを行うことを求めている。



循環型社会を形成するための取り組みは循環基本法の循環基本計画が基本になる。



循環基本計画は最終的に自然界に廃棄されるものをできるだけ少なくすることを基本にしている。

起承転結

循環基本法は廃棄物と使用済み物品と副産物を「廃棄物等」と定義している。



循環基本法の「廃棄物等」には有価物と無価物が含まれている。



循環基本法は「廃棄物等のうち有用なもの」を「循環資源」と定義している。



一般廃棄物の焼却灰は可燃ゴミを焼却したときに排出される副産物である。



一般廃棄物の焼却灰は他人に有償で譲渡することができない無価物である。

起承転結

汚染土壌の掘削土も他人に有償で譲渡することができない無価物である。



一般廃棄物の焼却灰と汚染土壌の掘削土には金属等の有害物質が含まれている。



汚染土壌の掘削土は建設発生土のうち有害物質が含まれているものである。



建設発生土は建設副産物に属するものである。



建設副産物は循環基本法の「廃棄物等」の一部である。



汚染土壌の掘削土は土壌汚染対策法の規定により盛土材等として利用することができる。



汚染土壌の掘削土は循環基本法の「循環資源」に含まれているものである。

起承転結

循環基本法の「循環資源」はできる限り利用されなければならないものである。



循環型社会において金属等の有害物質を含む副産物系の無価値物の利用は可能である。



循環型社会において一般廃棄物の焼却灰を無価値物のまま利用することは可能である。



市町村が一般廃棄物の焼却灰を利用することは循環基本法が求めている自主的な取り組みになる。



一般廃棄物の焼却灰を無価値物のまま利用するための土壤汚染対策法に相当する個別法はない。



個別法がなくても「循環資源」を利用するための基本法(循環基本法)はある。



市町村には地域における自主的・自立的な取り組みを行うための自治立法権がある。



基本法の立法者意思を具体化する自治立法(条例、規則等)は法令に違反しないものである。



一般廃棄物の焼却灰を利用するための自治立法(条例、規則等)は法令に違反しないものになる。



従来から盛土材等に利用されている汚染土壌の掘削土は廃棄物に該当しない循環資源である。



自治立法の管理下で利用される一般廃棄物の焼却灰も廃棄物に該当しない循環資源になる。



循環型社会において廃棄物に該当しない循環資源は廃棄物処理法の適用を受けない。